

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	No. 77 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定
根拠条例等の名称・根拠条項	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項 <p>【指定障害福祉サービス事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第 35 号）第 3 条、第 4 条及び第 7 条・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号） <p>【指定障害者支援施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第 35 号）第 5 条、第 6 条及び第 10 条・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
所管部室課名	福祉部福祉指導監査室
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、及び上記の吹田市条例等の規定による。
標準処理期間等	<p>【申請期間】</p> <p>申請者が、指定（指定の変更を申請する場合を含む。（以下「指定等」という。))を受けようとする月の前々月の 20 日から前月の 10 日までを申請期間とし、毎月 1 日付けの指定等を行うものとする。</p> <p>【標準処理期間】</p> <p>上記の申請期間中に、事業者からの指定等の申請の受付を行い、指定等を行う月の前月の末日までに審査を行い、翌月 1 日付の指定等を行うものとする。</p>

	る。		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部福祉指導監査室	申請者が指定等を受けようとする月の前月の末日まで
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考	<p>1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。</p> <p>3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。</p>		
最近改正年月日	令和2年4月1日（吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の制定に伴い改正）		